



福岡県医師会第1292号（地）
平成21年10月10日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

レセプトオンライン請求義務化の例外措置を定めた改正案 に対するパブリックコメント投稿のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、レセプトオンライン請求義務化につきましては、段階的にその実施が進められているところではありますが、このたび日本医師会より別添のとおり通知がまいりましたので取り急ぎお送りいたします。

本件は、平成23年度からの完全義務化は原則化になるといわれておりましたが、例外措置等が下記のとおり具体的に省令改正および告示（案）として示されております。

つきましては、本件に関するパブリックコメントを厚労省が募集しておりますので、貴会会員へご周知いただきますよう貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

記

○省令改正および告示（案）の概略

- 1) レセプト件数が年間3600件以下の医療機関はオンライン請求義務を免除
- 2) 常勤の医師が65歳以上の診療所についてはオンライン請求義務を免除
(既に電子レセプトでの請求が可能な医療機関は除く)
- 3) 電子レセに対応していないレセコンのリース期間や、減価償却（リース期間）が終わるまではオンライン請求義務を猶予（最大26年度末まで）
- 4) オンライン請求を行うことが困難な個別の事情がある医療機関は例外的に書面または光ディスク等による請求を認める

※詳細は別添「レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示（案）について」
をご参照ください。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



(保 136) F

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

藤 原



レセプトオンライン請求義務化の例外措置等を定めた改正案に対する
パブリックコメント投稿のお願いについて

今般、レセプトオンライン請求について、小規模施設であることや医師が高齢等の理由によりオンライン請求が困難である施設への例外措置等を定めた内容の省令等の改正案が、別紙のように、厚生労働省より示され、10月10日(土)から10月23日(金)まで、パブリックコメントを募集することになりましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

オンライン請求の義務化スケジュールにつきましては、平成18年4月の厚生労働省令第111号で、平成23年度から完全義務化と規定されておりましたが、地元選出の国会議員への働きかけや、地区医師会および会員の先生方のご支援によりまして、『規制改革推進のための3か年計画』の再改定が平成21年3月31日に閣議決定され、「原則現行以上の例外規定を設けない」、「地域医療の崩壊を招くことのないよう、自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に対して配慮する」となり、各種の例外を認める方針へと変更されました。

その後、平成21年5月に補正予算が承認されましたが、衆議院議員選挙による政治的な混乱のため、当時の与党によって具体的な例外措置や緩和策が示されない状況となったため、平成21年5月29日付け(保46、47)で「対応指針」のご周知を依頼いたしました。

さらに、補正予算の具体的な助成内容につきましても、衆議院議員選挙後に改めて具体的な例外措置等と併せて検討する旨、平成21年8月27日付け日医発第502号(保103)でご連絡させていただきました。

その後、選挙の際「完全義務化から原則化に改め、小規模医療機関や地域医療の崩壊が起こらないようにする」と主張していた民主党が新たな政権を

担うこととなり、今回、具体的な改正案が示されたものです。

同時に、今回の例外措置等の対応により、医療機関等への支援として計上している補正予算291億円のうち、約90億円分を削減する方針でいることが判明しました。

今回示された改正案は、5月29日付けで都道府県医師会・郡市区医師会にご周知をお願いした「対応指針」で申し上げました当時の与党と「前向きに相談中」としていた内容が実行に移された内容であり、来年4月には診療報酬改定も予定されているため、医療現場の混乱が予想されます。

つきましては、先生方におかれましては、是非ともご意見を投稿してくださいませよう、特に以下の項目についての投稿を何卒よろしくお願いいたします。

- ・義務化期限の延長期間
- ・電子媒体での提出を認めること
- ・オンライン請求対応のインセンティブ
- ・セキュリティの確保
- ・医療費助成制度の電子請求対応などの環境整備

なお、パブリックコメント投稿の要領などは下記のとおりです。

記

1. パブリックコメント募集期間

平成21年10月10日(土)～10月23日(金)まで

2. 厚生労働省のホームページ

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) → 「パブリックコメント」 → 「パブリックコメント・意見募集案内(「電子政府の総合窓口」へリンク) → パブリックコメント(意見募集中案件一覧)

3. パブリックコメントの投稿先

(1) 電子メールの場合

seikyushorei@mhlw.go.jp

メールの題名「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(案)について」もしくは「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定す

る厚生労働大臣の定める日を定める告示(案)(仮称)について」または
その両方

(2) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号:03-3504-1210

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室宛

(3) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室宛

(添付資料)

1. レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示(案)について

(平成21年10月 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室)

2. 意見募集要領

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を
改正する省令(案)」及び「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の
請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣の定める日を
定める告示(案)(仮称)」に関する意見の募集について

(平成21年10月10日 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推
進室)

平成21年10月
厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室

レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示(案)について

1 趣旨

(1) 請求省令の改正

平成23年度から原則オンライン化するという方針は維持しつつも、小規模・高齢などの理由によりオンライン請求が困難である医療機関、薬局に対し配慮する観点から、請求省令^(※1)を改正し、オンライン請求義務化の例外措置等を定めるもの。

(2) 告示の制定

本年5月の省令改正^(※2)により、オンライン義務化期限を猶予されている医療機関等について、具体的な義務化期限を、厚生労働大臣告示^(※3)により定めるもの。

※1:療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)

※2:療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第110号)

※3:療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示(案)(仮称)

2 告示及び改正省令の概要

(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令案の概要

① レセプト件数が少なく、かつ手書きで診療報酬請求を行う医療機関・薬局について、オンライン請求義務を免除する。

※ 医科医療機関・薬局は年間3600件以下、歯科医療機関は年間2000件以下のものについて義務化免除。

【第4条(療養の給付費等の請求の特例)を新設】

<理由>

レセプト件数が少ない保険医療機関等は、継続的に費用対効果が見合わないものであると考えられるため。

平成21年10月

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室

- ② 常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者（65歳以上^(※)）の診療所・薬局（その時点^(※)で既に電子レセプトによる請求が可能な診療所・薬局を除く。）について、オンライン請求義務を免除する。

※ 本省令による改正前の請求省令に規定する義務化期限到来時点で判断。

【第4条（療養の給付費等の請求の特例）を新設】

<理由>

現在、電子レセプトによる請求を行っていない高齢の医師・歯科医師・薬剤師は、レセプトコンピュータ（レセコン）操作に不慣れであると考えられるため。

- ③ 電子レセプトに対応していないレセコンのリース期間又は減価償却期間（リース期間等）が終わるまでの間の医療機関について、オンライン請求義務を猶予する。（最大で平成26年度末まで）

※ 平成21年4月以降新たにレセコンをリース又は購入した医療機関を除く。

※ 本来ならば平成21年4月に義務化期限が到来していたが、本年5月の請求省令の改正により義務化期限が猶予された病院・薬局については対象外。（ただし、義務化期限が猶予された薬局のうち年間請求件数が1200件以下のものは、リース期間等の終了時まで（最大で平成22年度末まで）猶予する。）

【附則第4条第1項の改正】

<理由>

医療機関等が、レセコンの入替えに併せて円滑に対応できるようにするため。

- ④ オンライン請求を行うことが困難な個別の事情がある医療機関等について、例外的に書面又は光ディスク等による請求が認められるが、その事情を以下(ア)～(カ)のとおり明確化する。

(ア) 電気通信回線設備の機能に障害が生じたもの

(イ) レセプトコンピュータ販売業者、通信回線業者等と契約済みであるが、納入・工事等の対応が遅れたもの

(ウ) 電子媒体で請求可能な医療機関であって代行送信の体制が整っていないもの

(エ) 改築工事中、又は仮の施設で営業中であるもの

(オ) 概ね1年以内に廃止又は休止の計画を定めているもの

(カ) その他特に困難な事情があると認められるもの

※ 以上の(ア)から(カ)に該当する医療機関等は、請求の日の前までに審査支払機関に届け出るものとする。ただし、(ア)、(イ)又は(カ)については、やむを得な

平成21年10月
厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室

い事情がある場合は事後において速やかに届出を行えば足りる。

【附則第4条第4項の改正】

<理由>

原則として事前に届出を行うことにより、オンライン請求が困難な事情がある医療機関等については、書面等により請求を行っても診療報酬が支払われるようにするため。

- ⑤ 平成22年4月診療分からオンライン化に移行することとされている医科診療所等について、同年7月診療分(8月10日請求分)からオンライン請求とする。

【附則第4条第1項の改正】

<理由>

これらの対象機関がオンライン期限を迎える前に、本省令において決定する①から④の例外措置等を十分に周知する必要があるため。

- ⑥ ①から⑤の改正に伴い、条項の移動など所要の改正を行う。

【根拠規定】 健康保険法第76条第6項

(2)療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示(案)(仮称)の概要

請求省令附則第4条第2項^(※1)に規定する厚生労働大臣が定める日を平成21年11月30日^(※2)とする。

※1 現行の請求省令附則第4条第3項。(1)の改正により移動する予定。

※2 オンライン請求の期限を猶予されていた保険医療機関等は、本年12月診療分からオンラインにより診療報酬・調剤報酬請求することとなり、したがってオンラインによる初回の請求期限は1月10日となる。

【根拠規定】

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項((1)の改正により同条第3項が同条第2項に移動する予定。)

3 施行期日

本年11月上旬

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」及び「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示（案）（仮称）」に関する意見の募集について

平成21年10月10日
厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室

医療事務の効率化等の観点から、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）に基づき、診療報酬請求のオンライン化を進めているところですが、現在、以下の省令・告示について検討しているところです。

①請求省令の改正

平成23年度から原則オンライン化するという方針は維持しつつも、小規模・高齢などの理由によりオンライン請求が困難である医療機関、薬局に対し配慮する観点から、請求省令を改正し、オンライン請求義務化の例外措置等を定めるもの。

②告示の制定

本年5月の請求省令の改正により、オンライン義務化期限を猶予されている医療機関等について、具体的な義務化期限を、厚生労働大臣告示により定めるもの。

つきましては、標記の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」及び「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示（案）（仮称）」に関して広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1 意見募集期限

平成21年10月23日（金）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。電話でのご意見・ご提案にはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

なお、提出していただくご意見には必ず「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」について」

もしくは「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示(案)(仮称)について」又はその両方を明記して提出してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス: seikyushorei@mhlw.go.jp

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室あて

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号: 03-3504-1210

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室あて

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。個人又は法人の属性に関する情報については、寄せられたご意見とともに公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【意見書の例】

<「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示(案)(仮称)について」>

[宛先] 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室 担当宛

[氏名] ○○○○(○○歳)

[企業名・団体名及び部署名] ○○○○

[〒・住所] ○○○○

[電話番号] ○○○○

[ファクシミリ番号] ○○○○

[意見]

・該当箇所 ○○ページ○○行目

・意見内容 ○○・・・

・理由 ○○・・・